

# 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受けける**担い手**の経営改善に必要な  
農業用機械・施設の導入を支援します。

▶ R7補正への変更点

**補助率**

3/10以内

**補助上限額**

個人1,500万円以内  
法人3,000万円以内

▶ 法人の  
補助上限  
の引上げ!!

1,500万円→3,000万円

**対象者**

地域計画に位置付けられた**担い手**※

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者

本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。  
認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

## 対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。たとえば…

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



## 成果目標（3年度目の目標）

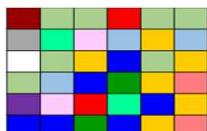
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**  
(付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

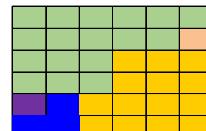
▶ 経営面積の拡大以外の目標も  
選択できるように!!

## 対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）  
又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



地域が目指すべき将来の集約化に  
重点を置いた農地利用の姿の実現



▶ 地域計画のブラッシュアップに  
取り組む地域等も対象に!!

<食料・農業・農村基本計画KPI> [2030年まで]

- 担い手への農地集積率 7割
- 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<令和7年度補正予算額>

- 12,286百万円の内数

**農林水産省**

※内容については、変更になる場合があります